第1号訪問事業(予防専門型訪問サービス) 契約書別紙(兼重要事項説明書)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)・事業所の概要

事	業者の	の名	称	社会福祉法人 明翠会
事	業者の	所 在	地	〒444-0825 愛知県岡崎市福岡町四反田26番地
代	表	者:	名	理事長 太田 健介
設	立年	月	日	平成 11 年 7 月 1 日
				0 5 6 4 - 5 7 - 8 1 5 0

2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーションなのはな苑ふくおか				
サービスの種類	第1号訪問事業(予防専門型サービス)				
事業所の所在地	〒444-0825 愛知県岡崎市福岡町四反田26番地				
電話・FAX番号電話:0564-57-8158 FAX:0564-51-020					
指定年月日・事業所番号	平成30年4月1日指定 2372103040				
管理者の氏名	丸本 健二				
事 業 実 施 地 域	岡崎市				
第三者評価の実施の有無	無実施した直近の年月日				
実施した評価機関の名称	評価結果の開示状況				

3. 事業の目的と運営の方針

					要支援状態又は事業対象者である利用者がその有する能力に応じ、可
					能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生
事	業	\mathcal{O}	目	的	活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすこ
					とができるよう、第1号訪問事業(予防専門型訪問サービス)を提供
					することを目的とします。
					事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法そ
					の他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業
運	営	\mathcal{O}	方	針	者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、
					利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となる
					ことの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 事業所が提供するサービス

第1号訪問事業(予防専門型訪問サービス)は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入 浴、排せつや食事等の身体介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサ ービスです。具体的には、サービス内容により、以下の区分に分けられます。

	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を
	高めるための介助や専門的な援助を行います。
身体介護	(例)起床及び就寝介助・排泄介助・身体整容・食事介助・更衣介助
	清拭・入浴介助・体位変換・服薬介助・外出介助・自立支援のための
	見守り的援助など
	家事を行うことが困難な者に対して、家事の援助を行います。
生活援助	(例) 一般的な調理・洗濯・掃除・買物・薬の受け取り・衣類整理など

5. 営業日

				月曜日~土曜日まで
営 業	善	日	ただし、年末年始(12月29日~1月3日)を除きます。	
				また、お盆(8月13日~15日)期間については、応相談とします。
兴	**	甠	目目	午前8時30分~午後5時30分
呂	営業時		間	※電話により24時間連絡可能な体制とする

6. 事業所の職員体制

従	業	員の	職	種	常		勤	非	常	勤	指定基準	備考
管		理		者		1名					1名	兼務
	サービス提供責任者 (訪問事業責任者兼務)					2名					2名	介護福祉士
訪問	介	護福	祉	士					3名			
介	介 ヘルパー2級			及					7名			
護員	初任者研修修了者							1名				

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理者及び責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、なんでもお申し出ください。

管理者の氏名	丸本 健二			
サービス提供責任者の氏名	山口 絵美 ・ 川地 佐知子			

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、<u>原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割~3割の額</u>です。ただし、 介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業(予防専門型訪問サービス)の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

1週当たりの標準的な回数を定める場合(包括報酬)						
週1回	1,176単位/月(標準的な内容を5回以上)					
週 2 回	2,349単位/月(標準的な内容を9回以上)					
週2回超	3,727単位/月(標準的な内容を13回以上)					

1月当たりの回数を定める場合(回数×単価)	
※多様に組み合わせて利用可能。算定可能な単位数は合計3,7	7 2 7 単位まで
標準的な内容(身体介護(身体介護を伴う生活援助を含む)	287単位/回
生活援助が中心(所要時間20分以上45分未満)	179単位/回
生活援助が中心 (所要時間45分以上)	2 2 0 単位/回
短時間の身体介護が中心	163単位/回

(地域区分 6級地 1単位=10.42円)

- (注1)上記の基本利用料は、岡崎市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- (注2) 早朝・夜間帯(早朝:午前7時~午前8時、夜間:午後6時~午後10時)は、25%増。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
初回加算				
緊急時訪問加算	利用者、家族から要請を受けてケアマネジャーが必要と認め、計画書にな	100単位/回		
	い身体介護を行った場合			
認知症専門ケア	ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の50%以上	3 単位/日		
加算(I)	イ 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立			
	度Ⅱ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、			
	当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た			
	数以上配置			
	ウ 専門的な認知症ケアを実施した場合			
	エ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又			
	は技術的指導に係る会議を定期的に開催			

認知症専門ケア	ア 認知症専門ケア加算 I のイ・エの要件を満たすこと	4 単位/日
加算(Ⅱ)	イ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の 20%以上	
	ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症	
	ケアを実施した場合	
	エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症	
	ケアの指導等を実施	
	オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研	
	修を実施又は実施を予定	
口腔連携強化加算	・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利	50単位/月
	用者の同意を得て、歯科医療機関及び介 護支援専門員に対し、当該評価	
	の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。	
	・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報	
	酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績があ	
	る歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、	
	当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取	
	り決めていること。	
生活機能向上連携	サービス提供責任者が医師・リハビリテーション専門職の助言に基づき、	100単位/月
加算(I)	生活機能の向上を目的とした予防専門型訪問サービス計画を作成し、サー	
	ビス提供した場合	
生活機能向上連携	サービス提供責任者が、医師・リハビリテーション専門職と共同、連携し	200単位/月
加算(Ⅱ)	利用者の身体状況の評価を行い生活機能の向上を目的とした予防専門型	
	サービス計画を作成し、サービス提供した場合	
介護職員等処遇改善		上記基本部分と各種加算
加算(I)※		減算の合計24.5%
介護職員処遇改善		上記基本部分と各種加算
加算(Ⅱ)※	V st 加煙の煙ウ亜ルと迷とい思へ	減算の合計22.4%
介護職員処遇改善	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算
加算(Ⅲ)※		減算の合計18.2%
介護職員等処遇改善		上記基本部分と各種加算
加算 (IV) ※		減算の合計14.5%

(注)※印の加算は、区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
業務継続計画	以下の基準に適合していない場合	上記基本部分の
未実施減算	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する	1.0%
	サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常	
	時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継	
	続計画)を策定すること	

	・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること	
高齢者虐待防止	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置	
措置未実施減算	が講じられていない場合	
	・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電	
	話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、	上記基本部分の
	その結果について、従業者に周知徹底を図ること	1.0%
	・虐待の防止のための指針を整備すること	
	・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実	
	施すること	
	・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと	
事業所と同一建物	以下の利用者にサービスを行う場合	
に居住する利用者	・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居	上記基本部分の
等へのサービス提	住する利用者又は同一の建物に居住する利用者で1	90%
供減算	月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者	
	以下の利用者にサービスを行う場合	
	・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居	上記基本部分の
	住する利用者で1月当たりの利用者が50人以上居住	85%
	する建物の利用者	

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。

サービスの種類	利 用 料 金		
介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス	サービス利用料金の全額		
	通常の事業実施地域を超える地点から		
通常の事業実施地域以外からのご利用の場合の交通費	片道 5 km未満 500 円		
通市の事業	通常の事業実施地域を超える地点から		
	片道 5km 以上 1,000 円		
その他のサービス	要した費用の実費		

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。 その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

◆保険給付として不適切な事例への対応について

- ①次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を 求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - ア.「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)

- · 自家用車の洗車・清掃 等
- イ.「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- 犬の散歩等ペットの世話等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- ②保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、地域包括支援センター・居宅介護 支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援 助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住 民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- ③上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、介護予防サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者に連絡し、介護予防サービス計画の変更の援助を行います。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	不要
利用予定日の前日までに申し出が無かった場合	一律 1,000円

(4) 支払い方法

ご利用料金の支払い方法は、1ヵ月ごとに計算し、請求書を月末締め翌月 15 日までに発送、 25 日に指定口座より引落としさせていただきます。

9. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめ ご理解ください。
- 1 医療行為又は医療補助行為
- 2 利用者もしくはその家族からの金銭または物品の授受
- 3 利用者の家族等に対する訪問サービスの提供
- 4 飲酒及び喫煙
- 5 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 6 その他、利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときには、できる限り早めに 担当の地域包括支援センターか居宅介護支援事業所のケアマネージャー、又は当事業所の担当 者へご連絡ください。

10. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わない事を約束します。 ただし、緊急やむを得ない理由(切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合)に より拘束せざるを得ない場合には、多職種協働で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族へ 十分な説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名、捺印をもらった上で、期間を決め て実施するものとします。また、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急 やむを得ない理由について記録します。

11. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めています。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めています。
- (3) 訪問介護員等が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、訪問介護員等が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めています。
- (4) 発見した場合は速やかに、各関係機関に通報します。

12. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合には、すみやかに利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、及び岡崎市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口

窓口担当者 サービス提供責任者

ご利用時間 午前8時30分~午後5時30分

電話: 0564-57-8158 FAX: 0564-51-0201

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

 苦情受付機関
 愛知県国民健康保険団体連合会
 電話:052-971-4165

 岡崎市介護保険課
 電話:0564-23-6682

14. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

15. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. ハラスメントについて

事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員 等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

以下の様な行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止 させて頂く場合があります。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 特定のヘルパーに嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4) 長時間の電話、ヘルパーや事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の、その他行為

17.緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、すみやかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関の名称					
	主治医氏名					
	電話番号					
緊急連絡先(家族等)	緊急連絡先①			様	(続柄)
	住所及び電話番号	(自宅)	(抄	5帯)		
	メールアドレス					
	緊急連絡先②			様	(続柄)
	住所及び電話番号	(自宅)	(护	5帯)		

令和	年	月	日
事業者は、	利用者へ	へのサーヒ	ごス提供にあたり、上記のとおり重要事項説明書を説明しました。
事業	者	所在地	岡崎市福岡町四反田 26 番地 社会福祉法人 明翠会 ヘルパーステーションなのはな苑ふくおか
			理事長 太田 健介
		説明者	職種 サービス提供責任者
			氏 名 山口 絵美 · 川地 佐知子
私は、事業	巻 者より上	:記の重要	要事項について説明を受け、同意しました。
利用	者	住 所	
		氏 名	
	月者本人の 行者(又は		確認した上、本人に代わり、上記署名を行いました。 個人)
		住 所	

氏 名

本人との続柄

署名を代行した理由